

東大阪商工会議所がお勧めする 使って安心！！

国の無担保・無保証人融資をご利用下さい!!

小規模事業者経営改善資金融資制度(通称:マル経)

マル経融資とは？

商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

【融資金額】運転資金・設備資金 **2,000万円**

(※1, 500万円を超える融資を受ける場合には一定の条件があります)

【利 率】 **2. 3%** (2026年1月1日現在)

【返済期間】運転資金 **10年以内(据置期間2年)** 設備資金 **10年以内(据置期間2年)**

- 【融資条件】
1. 東大阪市内で1年以上継続して、事業を行っている方。(但し、東大阪市内に移転され1年未満の方は、移転前居住地で1年以上事業をされていれば対象)
 2. 製造業等は従業員20人以下、宿泊業と娯楽業を除く卸売業、小売業、サービス業は従業員5人以下。(従業員数は、正社員のみで役員、パートは含みません)
 3. 税金(所得税、法人税、住民税、事業税等)納期日が到来しているものは、完納している。
以上の条件に当てはまる方は、東大阪商工会議所の窓口で他の諸条件をご確認下さい。調査を行い、審査会で推薦されれば、無担保・無保証人で株式会社日本政策金融公庫より低利の融資が受けられます！
 4. 原則商工会議所の経営指導員による経営指導を6ヵ月以上受けていること。

賃上げ貸付利率特例制度

上記、マル経融資に「雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者(最近の決算期において既に増加している者を含む。)」を対象に、貸付後2年間の利率を0.5%引下げる特例制度です。

※但し、融資には審査があり希望に添えない場合もございます。

※また、その他融資・施策の紹介もさせていただきます。

＜お問合わせ＞ **東大阪商工会議所 本所 中小企業相談所・東支所**

本 所 (東大阪市永和2-1-1) TEL 06-6722-1151 FAX 06-6725-3611
東支所 (東大阪市旭町22-23) TEL 072-984-1151 FAX 072-984-1131

東大阪商工会議所 中小企業相談所 宛

FAX06-6725-3611

【 申込みたい 相談したい 】

事業所名

担当者名

所在地

電話番号